

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	経済振興部	産業政策課	産業創出係	申請	農林水産物加工品開発研究センターの使用許可	例規	上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例	第6条	
2	経済振興部	産業政策課	産業創出係	申請	農林水産物加工品開発研究センターの使用料の減免	例規	同上	第10条第2項	
3	経済振興部	産業政策課	産業創出係	不利益	農林水産物加工品開発研究センターの使用許可の取消し等	例規	同上	第9条	
4	経済振興部	産業政策課	産業創出係	不利益	農林水産物加工品開発研究センターの使用料の徴収	例規	同上	第10条第1項	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部産業政策課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農林水産物加工品開発研究センターの使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例第6条
基準規定	上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例第7条、第8条
審査基準	<p>(使用許可の対象者) 第7条 開発センターの使用許可の対象者は、上天草市在住者又は市長が特に必要と認める者とする。</p> <p>(使用の許可の基準) 第8条 市長は、第6条第1項の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。 (1) 開発センターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 開発センターの施設又は設備(以下「設備等」という。)を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) その他使用させることが開発センターの管理上支障があると認められるとき。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年7月24日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署: 経済振興部産業政策課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	農林水産物加工品開発研究センターの使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例第10条第2項
基準規定	上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例第10条第2項
審査基準	<p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p>
標準処理期間	1日
更新日	平成29年7月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部産業政策課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農林水産物加工品開発研究センターの使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例第9条
基準規定	上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例第9条
処分基準	<p>(許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年7月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:経済振興部産業政策課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	農林水産物加工品開発研究センターの使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例第10条第1項
基準規定	上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例第10条第1項
処分基準	<p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p>
聴聞・弁明手続	適用除外(上天草市行政手続条例第13条第2項)
更新日	平成29年7月24日